

三宅島噴火災害 帰島計画（第1次案）

《三宅島全島民帰島プロセス》



イラストは第三次三宅村総合計画より

平成 14 年 12 月
東京都 三宅村

はじめに

三宅村では、避難島民の帰島に備えて、住民の安全を第一として円滑な帰島と生活再建を実現するために、平成14年11月に「三宅島全島民帰島プロセス作成検討会」を設置し、帰島計画の策定を始めました。

現状では、まだ帰島の見通しは立っていませんが、災害の長期化により、帰島するまでには様々な準備が必要となります。帰島計画は、帰島の基本となる検討の枠組みや前提を示すことで、村の各担当課、関係機関等が効果的・効率的に帰島対策を実施し、円滑な帰島を実現することを目的としています。

この「第1次案」は、村独自の考え方や関係機関等との協議・調整が必要な事項を体系的に整理したものです。帰島の実現までには、まだ不確定な要素が多々あることなどから、帰島の時期が決まるまで、引き続き検討・修正を続けていく予定です。

なお、帰島計画の策定にあたっては、下記のメンバーからなる検討会を設置して検討を進めており、今後も引き続き計画の改訂にご協力いただくこととしています。

平成14年12月

三宅村

「三宅島全島民帰島プロセス作成検討会」構成メンバー

1. 委員（敬称略）

氏名	所属	氏名	所属
村上 孝	神着自治会会長	平松 一成	三宅村消防団団長
福澤 信哉	伊豆自治会会長	脇田 実	東海汽船(株)貨物部部長
梅田 孝之	伊ヶ谷自治会会長	昭和 頼満	東京電力(株)東京支店 島嶼業務センター（島嶼担当）課長
沖山 勝利	阿古自治協議会会長	池上 正美	NTT 東日本(株)東京支店設備部 災害対策担当課長
浅沼 洋	坪田自治会会長	河原 勇	(社) 東京都エルピーガス協会会長
浅沼 基	三宅村商工会会長	箕輪 正身	三宅島職工組合組合長
上松 幸男	三宅島観光協会会長	平野 米基	三宅島自動車整備工場会会長
沖山 邦男	三宅島漁業協同組合代表理事組合長	長谷川一也	三宅島建設業協会会長
林 盛幸	三宅島PTA連合会会長	高松 秀直	東京郵政局特定郵便局長業務推進連絡会 三宅島部会長
山田 照一	三宅村教育委員会委員長	山田 和快	三宅村議会議員
奥山 彦一	J A東京島しょ三宅島支店事業運営 委員長	大石 徹	三宅村議会議員
中里 誠一	(社) 三宅島あじさいの会理事長	野村 忠司	三宅村助役
寺本 達	(社) 三宅島社会福祉協議会会長		
鎌川 文子	民生委員・児童委員		

2. オブザーバー

東京都総務局三宅支庁
警視庁三宅島警察署

目次

1. 帰島計画策定の基本方針・前提条件	
1.1 帰島計画検討の基本方針	1
1.2 帰島計画（案）検討の前提条件	2
1.3 帰島計画の枠組みと帰島スケジュール	3
(1) 帰島計画の枠組み（案）	
(2) 帰島の主な手順（想定）	
1.4 帰島計画の修正と詳細手順の作成等	5
(1) 帰島計画の修正	
(2) 詳細手順の作成・更新	
(3) 情報共有及び進捗把握	
(4) 帰島計画（案）の公表・周知	
(5) 帰島計画の策定	
2. 帰島の判断・決定に関する事項	
（帰島可能性と帰島時期の検討・公表手順）	
2.1 参考情報の収集	6
2.2 関係機関等との協議	6
2.3 帰島判断・決定と公表	7
3. 帰島準備	
3.1 島民意向等の調査	8
(1) 島民意向調査	
(2) 事業者意向調査	
3.2 基盤施設の災害復旧・整備等	9
(1) 砂防 (2) 治山 (3) 都道 (4) 村道	
(5) 林道 (6) 港湾・漁港 (7) 空港	
(8) 水道 (9) 電気 (10) 通信	
3.3 公共施設の災害復旧・整備等	11
(1) 村役場庁舎 (2) 小・中学校・高校	
(3) 社会教育施設 (4) 保健福祉施設	
(5) 観光施設等 (6) 消防関連施設	
(7) その他関連事項	
3.4 防災対策	13
(1) 監視・観測体制の整備	
(2) 住民等への情報伝達	
(3) 警戒・避難基準の設定	
(4) 避難対策	
(5) 防火対策	
(6) ガス対策用品の整備	
(7) 特別な配慮が必要な人への措置	
(8) その他の準備	
3.5 帰宅事業の実施	16
(1) 日帰り帰宅・滞在型帰宅の実施	
(2) 被害調査のための関係者の渡航・滞在	
3.6 家屋保全・補修等への措置	17
(1) 村営住宅補修・再建	
(2) 白蟻駆除	
(3) 民間住宅の保全・補修	
(4) 家屋の消毒等	
(5) 被害調査	
(6) 被害宅地・私道等	
(7) 公務員等の住宅対策	
(8) 廃棄物等	
(9) 価格監視・悪質業者の排除	
3.7 電気・ガス・水道等の利用再開	19
(1) 関連事業者による協議・調整の実施	
(2) 利用再開準備	
(3) 利用再開	
3.8 生活必需品の供給準備	20
(1) 対象事業者に関する協議・決定	
(2) 生活必需品の供給準備	
3.9 交通・輸送機能確保	21
(1) 島への出入り交通・輸送対策	
(2) 島内の交通・輸送対策	
3.10 宿泊機能の確保	22
(1) 宿泊場所の確保	
(2) 宿泊場所情報の収集・提供	
3.11 廃棄物等処理・環境対策	23
(1) 廃棄物等処理	
(2) 環境対策・不法投棄等防止	
(3) 倒木等の回収・処理	
(4) 被災自動車対応	
3.12 公的サービスの提供・人員配置	25
(1) 行政窓口業務	
(2) 学校教育	
(3) 医療・救急	
(4) 保健・福祉	
(5) 保育	
3.13 農林漁業等の再開準備	27
(1) 農林業	
(2) 漁業	
(3) 建材事業	

4. 帰島に向けた支援措置の準備	
4.1 情報提供・相談対応等	28
(1) 「帰島手続き」の準備	
(2) 相談・情報提供、問い合わせ対応	
4.2 帰島後の雇用確保・就労斡旋	28
(1) 雇用の創出	
(2) 就労のあっ旋等	
4.3 引越しの支援	29
(1) 一般世帯への措置	
(2) 要援護者等への措置	
(3) 飼育動物への措置	
4.4 その他の支援策	31
(1) 帰島手続きの簡素化等	
(2) 税・公共料金等の措置	
(3) 自動車購入への措置	
(4) 生活・住宅・事業等再建に繋がる資金面の措置	

5. 全員帰島の実施	
5.1 全員帰島の実施体制	32
(1) 帰島に当たっての組織体制	
(2) 混乱防止・緊急対応・警戒体制	
5.2 全員帰島の実施手順	33
(1) 避難指示解除日時の設定と関係機関調整	
(2) 帰島者への措置	
5.3 一般渡航者等への対応等	34
(1) ボランティアへの対応	
(2) 視察・調査研究等への対応	
(3) 一般渡航者・観光客への対応	
(4) 支援者への感謝イベント等	

資料

- ・帰島関連スケジュール（想定）の概要

■ 帰島計画に関する主な用語の定義 ■

- 帰島計画（案）：2000年三宅島噴火災害による島外避難者を円滑かつ安全に帰島させるための計画。帰島の実現までには、まだ不確定な要素が多々ある中での計画であることなどから、帰島宣言が出されるまで、引き続き必要な検討・修正が行われる。
- 滞在型避難施設：三宅島が活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域に指定され作成された避難施設緊急整備計画に基づく施設。島民の滞在型の一時的な帰宅を実現するとともに、本格的帰島後も島民の安全を確保するため、クリーンハウス（脱硫装置を備えた施設）を先行して緊急に整備するもので、三宅村が今年度末を目途に整備を進めている。

【今回整備するクリーンハウスの概要】

- ① 場所：伊豆地区（島の北部であり、火山ガスの影響が比較的少ない地域）
- ② 施設概要：脱硫装置を備えたクリーンハウス
 - a 避難棟（東棟） 3階建収容人員 151名
 - b 避難棟（西棟） 3階建収容人員 151名 計 302名
 - c 共用棟平屋建食堂、厨房、浴室等
- ③ 完成時期平成 15年 3月末

○ 日帰り帰宅・滞在型帰宅

- ① 日帰り帰宅：これまで数度にわたって実施してきた、家屋被害確認・保全のための島内宿泊を伴わない帰宅。
- ② 滞在型帰宅：上記の滞在型避難施設の完成後、島民が数日間島に滞在する形の帰宅。

○ 帰島予告、帰島宣言、全員帰島開始

- ① 帰島予告：国・東京都等の帰島可能性に関する検討を踏まえ、帰島が相当程度高い確率で実現すると考えられるようになった時点で、村が帰島時期等の見通しについて住民に公表すること。この予告を踏まえ、帰島に関する意向調査の実施や、関係機関への各種対応の準備を要請する。
- ② 帰島宣言：国・東京都等の帰島可能性に関する検討を踏まえ、目標とする全員帰島開始の日を定めて宣言すること。
- ③ 全員帰島開始：避難指示を解除し、全島民の帰島を開始すること。

○ 帰島前後の時期区分の名称

- ① インフラ整備期：主に公共土木施設やライフライン施設の復旧・整備・維持を実施する期間。
- ② 受入準備期：島民の帰島を円滑かつ安全に実施するため、全員帰島開始に先駆けて生活の基本となる諸機能（卸小売り、金融・郵便、運輸・車両整備、家屋修繕工事、民宿・ホテル等）を確保する期間（概ね3ヶ月間）。

- ③本格帰島期：全員帰島開始から大半の島民が帰島するまでに必要な期間（概ね1ヶ月間と想定）。
 - ④生活復旧期：帰島後、住居・生活環境等の復旧が比較的集中すると考えられる期間（概ね3ヶ月間と想定）。
 - ⑤生活平常化期：帰島後の混乱した環境がほぼ落ち着きを取戻し、本格的な生活再建への取り組みが始まる時期（概ね6ヶ月間と想定）。
 - ⑥再建・復興期：住宅や生活・生計、まちづくり、産業・経済などの再建・復興に関する本格的な取り組みが行われる時期。
- 非即時帰島世帯：帰島を希望しつつも、諸般の事情で本格帰島期に帰島できない世帯。
 - 住民票異動世帯：避難後に住民票を異動したが、帰島を希望する世帯。
 - 要援護者等：高齢者や障害者等のうち、情報面、健康面や身体、精神面で一定の援護を必要とする島民全般。

1. 帰島計画策定の基本方針・前提条件

1.1 帰島計画検討の基本方針

三宅村および関係機関は、帰島への取り組みに際して、以下の基本方針に照らしながら、積極的対応をはかるものとする。

(基本姿勢)

1. 全島民の安全で円滑な帰島を目指す。
2. 帰島に向けての不安要因への対応、住宅・生活再建支援に、きめ細かく対処する。
3. 防災対策および復旧工事や廃棄物等処理における環境への配慮を徹底する。
4. 円滑な帰島に向けて、民間団体等に対しても積極的な協力・支援を要請する。
5. 長期避難に伴い帰島には一定の期間が必要であり、即時帰島の難しい世帯（以下、「非即時帰島世帯」と呼ぶ）に対しても、引き続き、きめ細かく対処する。
6. 島民の雇用機会の確保・あっ旋に努める。

(帰島関連事業の推進にあたっての方針)

7. 共通する課題については、適宜、組織横断的なプロジェクトチームを設けて取り組む。
8. 復旧工事等における労働災害防止、交通事故防止を徹底する。
9. 事業の計画・実施に関しては、法制度の有効活用と効率的な村の財政運営を目指す。
10. 総合計画および復興基本計画との整合性を踏まえ、その理念を実現する。

1.2 帰島計画（案）検討の前提条件

帰島計画（案）は、関係機関等との調整のためのものであり、次の事項を前提とする。

■計画全般

1. 帰島に関する全般的な対応の枠組みは、1.3 節 (2) に示すものを想定する。
2. 帰島世帯は、避難前の全世帯を対象とする。ただし、要介護高齢者等については、島内の環境が落ちつくのを待って帰島することを想定する。

■準備滞在関係

3. 「日帰り帰宅」を継続すると共に、帰島準備（被害把握含む）のため、平成 15 年 3 月の避難施設完成以降、当該施設での宿泊を前提に「滞在型帰宅」を実施する。なお、渡航便については、平成 15 年 1 月以降の定期化が決定している。
4. 準備滞在に関する防災上の諸制限、給食、車両・資機材調達、工事関係者入島方法、手続き等については、現在と同様とする。
5. 宅地内堆積土砂の排除、白蟻駆除、家屋補修は帰島まで継続して実施する。
6. 各戸・事業所における通電・給水・ガス開栓・ボイラー利用等については、「滞在型帰宅」の際に所有者（利用者）の要請に応じて、その「立ち会いのもとで実施」する。
また、配管・配線の被災状況調査・修理も所有者（利用者）の要請及び敷地・家屋等への立ち入り許可があれば実施可能とする。（関係事業者等との調整の上で決定）

■各種支援策関係

7. 準備する各種支援策については、「非即時帰島世帯」「住民票を異動したが帰島を希望する世帯」（以下、「住民票異動世帯」）にも十分に配慮する。なお、支援期間については実態を把握した上で、適切な期間を設ける。
8. 避難者に対する住宅提供については、避難指示解除後も少なくとも 3 ヶ月は継続することを東京都に要請する。
9. 要介護高齢者等については、帰島に際して、安全・健康面に関する十分な措置を行う。

■全員帰島開始後の渡航者関係

10. ボランティア等の受け入れについては、5.3 節に示すものを想定する。

1.3 帰島計画の枠組みと帰島スケジュール

(1) 帰島計画の枠組み（案）

- ・帰島計画で定める事項は、実施する項目、実施時期と完了までのスケジュール、他の実施事項との調整事項と関連組織の役割分担、実施手順の概要・留意点とし、実施に関する具体的な詳細手順は、別途、各担当組織が作成の上、調整することとする。

《目次案》

はじめに

用語の定義

1. 帰島計画策定の基本方針・前提条件

- 1.1 帰島計画検討の基本方針
- 1.2 帰島計画（第一次案）検討の前提条件
- 1.3 帰島計画の枠組みと帰島スケジュール
- 1.4 帰島計画の修正と詳細手順の作成等

2. 帰島の判断・決定に関する事項

（帰島可能性と帰島時期の検討・公表手順）

- 2.1 参考情報の収集
- 2.2 関係機関等との協議
- 2.3 帰島計画の決定

3. 帰島準備

- 3.1 島民意向等の調査
- 3.2 基盤施設の災害復旧・整備等
- 3.3 公共施設の災害復旧・整備等
- 3.4 防災対策
- 3.5 帰宅事業の実施
- 3.6 家屋保全・補修等への措置
- 3.7 電気・ガス・水道等の利用再開
- 3.8 生活必需品の供給準備
対象：卸小売り、金融・郵便、運輸・車両
整備、家屋修繕工事、民宿・ホテル
- 3.9 交通・輸送機能確保
- 3.10 宿泊機能の確保
- 3.11 廃棄物等処理・環境対策
- 3.12 公的サービスの提供・人員配置
- 3.13 農林漁業等の再開準備

4. 帰島に向けた支援措置の準備

- 4.1 情報提供・相談対応等
- 4.2 帰島後の雇用確保・就労斡旋
- 4.3 引越しの支援
- 4.4 その他の支援策

5. 全員帰島の実施

- 5.1 全員帰島の実施体制
- 5.2 全員帰島の実施手順
- 5.3 一般渡航者等への対応等

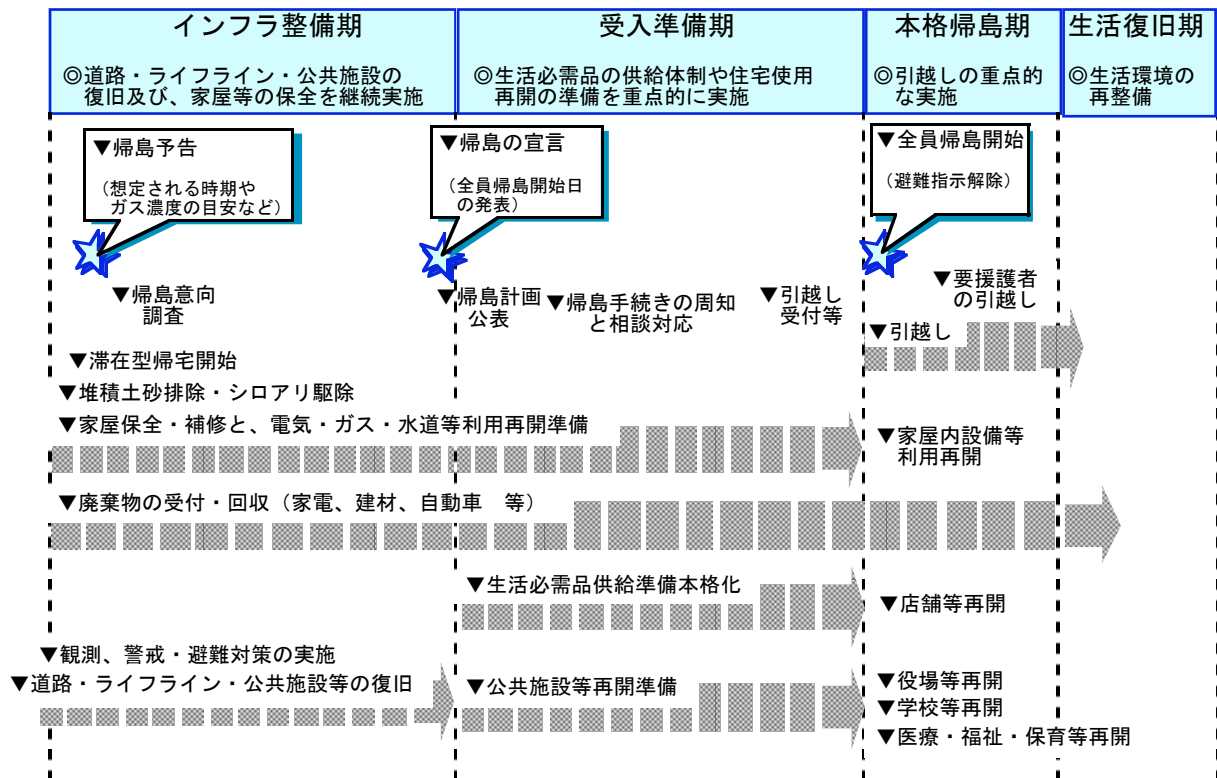
資料

- ・帰島関連スケジュール（想定）の概要

(2) 帰島の主な手順 (想定)

○帰島に関する全般的な対応の枠組みは、図に示すものを想定する。

- (1) インフラ整備期：公共土木施設やライフライン施設の復旧・整備等を実施する期間。
- (2) 受入準備期：帰島を円滑かつ安全に実施するため、全員帰島開始に先駆けて生活の基本となる諸機能（卸小売り、金融・郵便、運輸・車両整備、家屋修繕工事、民宿・ホテル等）を確保する期間。
- (3) 本格帰島期：全員帰島開始から大半の島民が帰島するのに必要な期間。
- (4) 生活復旧期：帰島後、住居・生活環境等の復旧・整備が集中すると考えられる期間。



1.4 帰島計画の修正と詳細手順の作成等

(1) 帰島計画の修正

- 帰島計画（案）については、島民意向調査、関係機関との協議、島民の計画への意見等も踏まえて、適宜、修正する。
- 帰島計画（案）の修正については、「三宅島全島民帰島プロセス作成検討会」が引き続き取り組むこととする。

(2) 詳細手順の作成・更新

- 各課は、帰島計画の策定・修正と併行して、各実施項目に関する「詳細手順」を作成・更新する。
- 各課は、帰島計画、詳細手順の策定・修正に関する情報を「都度」必ず文書にて帰島計画とりまとめ担当課（以下、「担当課」）に伝える。
- 担当課は、「詳細手順」に関する「ひな形」を作成する。

(3) 情報共有及び進捗把握

- 担当課は、帰島計画及び詳細手順に関する全課での情報共有を可能とするよう措置し、適宜、関係機関に情報提供する。
- 担当課は、帰島計画及び詳細手順、チェックリストを整理し、進捗状況を把握しながら、総合的な調整が図られるよう措置する。
- 担当課は、帰島計画及び詳細手順に関連する事項を随時地図上に記入し、最新の状態に保ち、適宜、関係機関に情報提供する。

(4) 帰島計画（案）の公表・周知

- 担当課は、適宜、帰島計画（案）の検討状況を島民・関係機関に公表・周知する。

(5) 帰島計画の策定

- 三宅村及び関係機関は、具体的な全員帰島開始日の設定に向けた検討・調整を進め、帰島計画（案）について具体的な時期に合わせた修正を行い、帰島計画を策定する。

2. 帰島の判断・決定に関する事項

(帰島可能性と帰島時期の検討・公表手順)

2.1 参考情報の収集

(1) 参考情報の収集

○三宅村は、帰島の判断に係る、以下のような参考情報の収集と島民・関係機関への周知に努める。

- ・国・東京都「三宅島火山ガスに関する検討会」
- ・東京都「三宅島火山活動検討委員会」
- ・気象庁及び、火山噴火予知連絡会の見解
- ・中央防災会議の意見聴取 等
- ・東京都の防災専門員、関連分野の専門家の意見聴取 等

2.2 関係機関等との協議

(1) 協議事項・協議先のリストアップ

○担当課は、関係機関との協議事項・協議先のリストアップを行い、協議等の進捗・予定等の全体を把握する。

(2) 懸案事項の整理と帰島計画への反映

○参考情報及び関係機関との協議について、各課との連絡を密にとりながら、帰島計画に関連する事項の変化等の確認を行う。

○上記を踏まえ、帰島計画（案）の修正については、適宜「三宅島全島民帰島プロセス作成検討会」において審議する。

2.3 帰島判断・決定と公表

(1) 帰島の判断

- 2.1 節、2.2 節を踏まえて、帰島に関する時期的な見通しが明らかになった際には、三宅村長は、帰島時期に関する見通し及び、帰島に向けた準備への取り組みの実施目標について「予告」する。

(2) 帰島の決定と公表

- 三宅村長は、火山噴火予知連絡会の見解や国・東京都の「三宅島火山ガスに関する検討会」の検討結果及び国・東京都等との協議を踏まえ、それらを総合的に判断して、具体的な全員帰島開始日を決定し、「帰島宣言」を行う。
- 「帰島宣言」に合わせて、帰島計画について、マスコミ等を通じて公表する。
- 「帰島宣言」及び帰島計画の公表に際しては、島民等からの問い合わせへの対応窓口を設置・周知すると共に、マスコミ等の取材への対応窓口を一元化し、情報の混乱等を引き起さないように措置する。

3. 帰島準備

3.1 島民意向等の調査

(1) 島民意向調査

- 帰島関連事項について、島民の意向調査を実施する。なお、意向調査の対象には、住民票異動者も含める。
- 意向調査は、調査対象者の属性に応じて調査の方法・内容を検討し、調査間の調整を図りつつ実施する。特に、高齢者世帯等については、できるだけ聞き取り調査を実施する。
- 意向調査は、「帰島予告」後に実施する。
 - ☞なお、平成14年度中に、これまで定期的に実施している「避難生活実態調査」を実施し、帰島に向けた意向の把握を予定している。

《調査項目（例）》

- ・帰島意向（帰島意思、時期、課題・不安事項、知りたいこと）
- ・生計維持・確保に関する意向
- ・住居に関する意向
- ・就学に関する意向
- ・就業に関する意向
- ・医療・福祉に関する意向
- ・事業主に関する意向
- ・その他各帰島への取り組みにあたって把握が必要な事項

(2) 事業者意向調査

- 観光・商工業、農林水産業などの事業者に対して、事業再開等に関する意向調査を実施する。
- 意向調査は、調査対象者の属性に応じて調査の方法・内容を検討し、関連する諸団体の協力を得ながら実施する。

3.2 基盤施設の災害復旧・整備等

- 主な基盤施設の災害復旧・整備等についての進捗状況及び計画は、以下のとおりである。（平成14年11月27日現在）
- 基盤施設の災害復旧・整備等については、受入準備帰島期までに、一定の機能を整備することを目標として取り組む。
- 受入準備帰島期及び本格帰島期には、島内交通需要の増加等も踏まえて、工事の実施を調整する。

(1) 砂防

- 平成12年度 災害関連緊急砂防事業：平成13年度末までに、砂防ダム15基完成。
- 平成13年度 災害関連緊急砂防事業：砂防ダム9基施工中。
- 平成13年度 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業：砂防ダム2基完成。2基施工中。
- 平成14年度 災害関連緊急砂防事業：砂防ダム2基の調査中。
- 平成14年度 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業：砂防ダム3基の調査中。
- 平成14年度末までに28基完成。平成17年度までに37沢で全事業完了予定。

(2) 治山

- 現在までに、治山ダム3基完成。12基施工中。3基施工予定。
- 平成17年度までに全事業完了予定。

(3) 都道

- 平成13年4月18日、都道の一周通行を確保（立根地区で仮橋を設置）。
- 平成13年度中に、仮橋5橋（立根地区を含む）を設置済み。
- 現在までに7箇所の本橋下部工事完了または施工中。
- 一部で上部工事着手。今後、被災全16箇所を平成15年度末までに復旧完了予定。

(4) 村道

- 現在までに、主要道路の維持補修を実施。
- 今後、平成14年度末までに11路線（主要路線全線）で復旧完了予定。細かな復旧を継続。
また、街路灯等の帰島活動に必要な安全施設の整備を行う。

(5) 林道

- 2路線災害査定実施。伊ヶ谷線林道災害復旧工事完了。
- 今後、現場精査等により、必要事業量等を調整。

(6) 港湾・漁港

- 平成12年12月20日 坪田漁港、湯の浜漁港に仮係留施設を設置。
- 平成13年度末までに、三池港、阿古漁港の嵩上げ完了。

(7) 空港

- 平成14年7月末に全体の被害状況を確認。
- 平成14年度末までに測量と電気設備の点検整備を実施。
- その他応急復旧及び本格復旧は関係機関との協議を含め、現在整備方針を策定中。

(8) 水道

①災害復旧

- 被災67ヶ所のうち平成12年7月地震による被災ヶ所復旧。これまで坊田沢、ようが沢本復旧終了。底抜、空栗、立根、芦穴など道路工事に併せて仮復旧を行い、送水管路は土佐～三七沢間を除いて通水済（一部配水管利用）。
- 現在、島内の復旧工事や行政機関その他に臨時給水中。
- 今後、金層水源、土佐～見取畑間の送水管路を復旧予定。

②安定給水

- ポンプ設備の増強及び送水管路の増径を行い、神着地区のバックアップ体制を強化するとともに、自家発電設備の導入により、安定給水を確立する。

③水質改善

- 平成14年度に引き続き、平成15年度内に膜ろ過処理を導入する。

(9) 電気

- 平成13年4月21日 24時間送電開始。
- 現在までに、5,500kwの発電所出力を確保。
- 平成15年3月までに各戸の引込線（100ボルト）確保予定。
以後、事業用200ボルト電源についても引込線確保に取り組む。

(10) 通信

- 平成13年4月26日 都道上回線復旧。
- 平成13年5月26日 携帯電話 阿古三池地区回復。
- 平成13年6月30日 携帯電話 神着地区サービス開始。

3.3 公共施設の災害復旧・整備等

- 全員帰島までに実施する公共施設の災害復旧・整備等については、従前機能の回復を優先してに取組むものとする。
- ただし、避難所として利用される施設については、耐震性の確保、バリアフリーへの措置、非常用電源の確保等の防災対策に取組むものとする。
- 各施設復旧整備にあたっては、以下の事項に留意する。
 - ・地域防災計画（修正）との調整
 - ・災害査定の準備、実施
 - ・バリアフリーへの対応
 - ・工事に伴う環境対策、廃棄物処理対策

(1) 村役場庁舎

- 本庁舎については、全員帰島までに以下の復旧整備を行う。
 - ・本庁舎空調設備
 - ・本庁舎電話（外線・内線）工事
 - ・本庁舎ネットワーク整備
- ☞現在設置されている村役場本庁舎脱硫装置については、その取り扱いを検討する。
- 出張所についても、全員帰島までに復旧整備を行う。

(2) 小・中学校・高校

- 小・中学校・高校については、「帰島マニュアル統合版」にて対応する。
- 「公立学校他施設等災害復旧マスタープラン」を作成し、必要な復旧・整備を行う。
- 施設の耐震診断を実施し、必要な補強等を行う。
- 既存のすべての小・中学校を復旧することとし、統廃合については、帰島後生活が落ち着いた時点で検討を始める。
 - ・三宅小学校・三宅中学校
 - ・阿古小学校・阿古中学校
 - ・坪田小学校・坪田中学校
 - ・学校給食共同調理場

■検討項目

- 帰島時期によって一校授業となる場合に使用する学校施設の検討

(3) 社会教育施設

○以下の施設に関する復旧事業は、帰島後に実施する。

- ・三宅村公民館
- ・湯船グラウンド
- ・三宅村図書館
- ・三宅村社会教育会館
- ・三宅村体育館

(4) 保健福祉施設

○全員帰島までに、以下の施設に関する復旧・整備事業を実施する。

- ・歯科診療所、阿古診療所、坪田診療所
- ・中央診療所（訪問看護ステーション併設 含む）
- ・保育園（阿古・坪田・三宅）
- ・地域福祉センター
- ・老人福祉会館（神着・伊豆・伊ヶ谷）
- ・児童遊園
- ・コミュニティ会館
- ・あじさいの里
- ・シルバーピア整備

(5) 観光施設等

○全員帰島までに、被害状況及び復旧に関連する調査を実施する。

○施設の復旧事業等は、全員帰島後に行う。

(6) 消防関連施設

☞ 「3.4 防災対策」参照

(7) その他関連事項

○施設利用再開準備に関する電力・ガス・水道等の利用再開については、各施設管理者が当該事業者と協議する。

■検討項目

○消毒や害虫駆除について、施設利用再開に向けた実施方策を検討する。

3.4 防災対策

- 三宅村は、地域防災計画に火山ガス対策を組み込んだ修正を早急に行う。
- 全員帰島に向けた防災対策として、具体的には以下の警戒・避難対策等を実施する。

(1) 監視・観測体制の整備

- 国、東京都、三宅村は、火山噴火、火山ガスの発生を迅速に把握するため「三宅島噴火緊急観測監視体制整備計画（表）」に示す監視・観測体制を整備する。

■検討項目

- 警報の伝達、観測データ共有方策

《三宅島噴火緊急観測監視体制整備計画（表）》

平成14年8月26日現在

測器種類	地点名	既設数	増設数	最終設置数
ガス測定器 (固定局)	坪田	6		
	阿古	2		
	伊ヶ谷	1		
	伊豆	1		
	神着	0		
	計	10		
ガス測定器 (機動観測点)	坪田	8		
	阿古	4		
	伊ヶ谷	2		
	伊豆	5		
	神着	6		
	計	25		
ガス測定器 (移動局)	坪田	6		
	阿古	1		
	伊ヶ谷	3		
	伊豆	4		
	神着	6		
	計	20		
地震計	坪田	3		
	阿古	5		
	伊ヶ谷	1		
	伊豆	0		
	神着	4		
	計	13		
震度計	坪田	1		
	阿古	1		
	伊ヶ谷	0		
	伊豆	0		
	神着	1		
	計	3		
空振計	坪田	1		
	阿古	1		
	伊ヶ谷	1		
	伊豆	0		
	神着	1		
	計	4		
GPS	坪田	2		
	阿古	4		
	伊ヶ谷	3		
	伊豆	1		
	神着	2		
	計	12		

(2) 住民等への情報伝達

- 既存の防災行政無線は塩害・ガスによる腐食等が進んでいるため、その保守に努める。
- 全戸に配布している戸別受信機の点検整備を行う。
- 防災行政無線の不感・不聴地域の調査を行い、その解消に努める。
- 避難の重要な足となるバス及び漁船等に、戸別受信機を配備する。
- 消防団幹部等に携帯電話を配備し、その携行を義務づける。
- 災害情報表示システム等の計画・整備を行う。

(3) 警戒・避難基準の設定等

- 全員帰島開始までの帰宅事業（日帰り帰宅・滞在型帰宅）に関する警戒基準・避難基準は、現行のままとする。
- 防災担当課は、2.1節で示した参考情報をもとに、全員帰島開始までに、帰島後の警戒基準・避難基準を定める。
- 山頂周辺における倒木対策などの防災対応を考慮しながら、立入り禁止措置を講じると共に、立入りが必要な場合の手続き・手順・安全対策について定める。
- 受入準備期には島内活動の活発化が予想されることから、山頂周辺における立入り禁止措置を徹底する。

(4) 避難対策

- 村は、全員帰島開始までに以下の対策を実施する。
 - ①避難施設整備等
 - 各避難所となる施設については、復旧と併行して避難所としての整備を進める。
 - 各避難所となる施設については、自家発電機及び照明器具を設置する。
 - 都道、村道の街灯について、点検・整備する。
 - 既存のクリーンルームの取り扱いについては、帰島後に調整する。
 - ②防災マップ・防災のしおりの作成・配付
 - 各種ハザードマップを統合し、防災マップとして住民に配付する。
 - 同時に、帰島後の住民の防災知識普及のため、「防災のしおり」を作成し住民に配付する。
 - ③島外避難対策
 - 島外避難に備えて、島内のヘリポートに自家発電機及び照明器具を整備する。
 - 島外避難に備えて、海上保安庁、自衛隊（陸・海・空）、東海汽船（株）、三宅島漁業協同組合などへの連絡体制を整備する。

■検討項目

- 避難用車両への措置（通信手段／位置把握／ガス除去設備等）
- 噴石からの避難用シェルター設置（バス停における整備等）

(5) 防火対策

○消防本部は、全員帰島に向けて、以下のような取り組みを実施する。

- 1) 消防本部、各消防団施設の復旧・整備
- 2) 消防車両等の点検・整備
- 3) 全戸への消火器配付
- 4) 防火用水の確認・確保（貯水槽・消火栓）
- 5) 消防施設等の現況調査、周辺状況の確認
- 6) 消防車両等の更新に伴う消防団員の訓練
- 7) 宿泊施設等を中心とする消防用設備の改修指導等
- 8) 可燃性ガスや危険物利用再開時の指導及び立合い

(6) 火山ガス対策用品の整備

- 住民全員を対象として、ガスマスクの配付を行うと共に、避難所において交換用フィルターの備蓄を進める。
- 各出張所に、ガスマスク・交換用フィルターを配備する。
- その他、観光客等への対策として、ガスマスクの配備を進める。

(7) 特別な配慮が必要な人への措置

- ガスマスクを装着できない乳幼児等や、火山ガスの影響を受けやすいぜん息・心臓疾患などの既往症のある方などへの対応について、国・東京都の「三宅島火山ガスに関する検討会」の報告等を参考に対策を検討する。

(8) その他の準備

- ①定期船や航空機の火山ガス対策
 - 各事業者が基準の作成、対策の実施を図ることとし、国・東京都の「三宅島火山ガスに関する検討会」の報告も踏まえて対応する。
- ②災害対策車両の整備
 - 既存の車両の点検・整備を行う。
 - 災害対策車両15台を島内に配備する。
- ③防災訓練の実施計画作成
 - 避難、救助、消火等の訓練を関係機関と調整及び計画し実施する。
- ④交通事故防止
 - 避難以降、自動車等の運転をしていない住民が多いため、警視庁に協力して、交通安全に向けた取り組みを実施する。

3.5 帰宅事業の実施

(1) 日帰り帰宅・滞在型帰宅の実施

○全員帰島開始前に、家屋や事業用資産等の被害状況の確認及び保全・修繕を目的として、下記の帰宅事業を行う。

①日帰り帰宅事業

○滞在型帰宅事業を利用できない住民・事業者及び島外者で三宅島に家屋を有する者などを対象に、日帰り帰宅事業を実施する。

②滞在型帰宅事業

○滞在型避難施設完成後（平成15年4月以降）、住民・事業者を対象に滞在型の帰宅事業を行う。

③「確認事項」の周知・徹底

○上記帰宅の実施に際して、住民・事業者には「確認事項」を周知し徹底させる。

☞家屋内の設備（電気・ガス・水道・ボイラー・浄化槽）については、「3.7 電気・ガス・水道等の利用再開」参照

☞家屋の修理等については、「3.6 家屋保全・補修等への措置」参照

■検討項目

○申し込み・受け付け方法、許可対象者や優先順位、滞在期間、制限事項等に関する検討（ex.対象者については、「気管支喘息及び心臓疾患のある者」を除くこととする など）

○関連する支援措置の検討（渡航、島内移動、給食 等）

(2) 被害調査のための関係者の渡航・滞在

○家屋内の設備状況の確認、災害査定・保険支払い・り災証明発行等に必要な被害調査のため、調査員等関係者の渡航・滞在を認める。

■検討項目

○調査を効率的に進める観点から、必要な措置を検討する（ex,調査者への車両貸与等）

3.6 家屋保全・補修等への措置

(1) 村営住宅補修・再建

- 全員帰島開始までに、既存村営住宅の補修を行う。
- 全員帰島開始までに、既存村営住宅の建替え及び新規村営住宅の建設を行う。
- 全員帰島開始までに、新規村営住宅に関する入居者の選定を行う。

(2) 白蟻駆除

- 業者に委託して、全員帰島開始までに、白蟻駆除を実施する。

(3) 民間住宅の保全・補修

- 三宅村は、住宅・事業所等の補修を希望する世帯・事業者に対して迅速な補修の実施を可能とするよう、三宅島職工組合、三宅島建設業協会等に作業実施体制の構築を要請する。
- 健康上の理由で帰島できない被災者の家屋は、保全状態に大きな差が生じてくることから、そうした家屋に関する管理体制や管理組織を設置する。(ex.床掃除、空気入れ替えなど最小限を提供など)

■検討項目

- 補修等の際に必要な家財の一時保管方法を検討する。
- 補修や再建に関する専門家等のあっ旋、相談の実施
- 自力での補修が困難な世帯に対する災害救助法による応急修理実施の検討
- 補修期間中における家財等の保管場所の確保方策の検討
- その他関連する以下のような措置の検討
 - ・工事支援部隊の組織、資器材調達支援
 - ・所有者帰島時の専門的支援(必要な工事等の検討・見積もりをする人 など)

☞ごみ出し、回収に関する措置については、「3.11 廃棄物等処理・環境対策」参照

(4) 家屋の消毒等

- トイレ、浄化槽の点検を実施した上で、消毒の必要性や方策を検討する。

■検討項目

- 家屋内の消毒について、専門家の意見を踏まえて、必要性や方策を検討する。

(5) 被害調査

- 損害保険・共済などの加入者については、補修の実施前に被害の査定を済ませる必要があるため、損害保険・共済事業者において査定実施体制を整備するよう要請する。
- 同様に、村としての家屋被害判定についても、補修の実施前に被害の判定を済ませる必要があり、その体制及び調査マニュアル・器材準備を行う（災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年）に基づくもの）。
- 家屋被害判定については、帰島時において被害の全数を調査・整理する必要があるため、その体制を整備する。

(6) 被害宅地・私道等

- 三宅村は、全員帰島前に泥流等の堆積している宅地、私道について、土砂の排除を行う。

■検討項目

- 帰島後も泥流等の進入が懸念される宅地等への被害軽減対策
- 庭の雑草木除去に対する措置
- 塀、その他外構被害に関する措置（特に危険のある場合など）

(7) 公務員等の住宅対策

- 公務員、医療・福祉関係者のための住宅確保について、総合的な調整を行う。

(8) 廃棄物等

- 被災建物の補修・解体撤去に伴う廃棄物の処理について、適正な処理が行われるよう措置する。

☞「3.11 廃棄物等処理・環境対策」参照

(9) 価格監視・悪質業者の排除

- 価格監視及び悪質業者の排除のため、広報・相談を実施する。

3.7 電気・ガス・水道等の利用再開

○以下の関係事業者等との調整の上で実施時期、実施方法を決定する。

- 1) 電気の利用再開
- 2) ガスの利用再開
- 3) 水道の利用再開
- 4) 電話の利用再開
- 5) 浄化槽・し尿処理施設の利用再開
- 6) ボイラーの利用再開（ボイラー関係パッキン等および燃料利用再開への措置）

（1）関連事業者による協議・調整の実施

- 日帰り帰宅・滞在型帰宅に合わせた被害確認や補修、利用再開への措置を円滑に行うため、関連事業者による「協議会・調整会議」を設けるなど、依頼の受付や工事実施等の円滑化を図る。
- 関係事業者は、所有者（利用者）の要請があった場合、全員帰島までに利用再開の準備措置を行うよう努力する。
- 村はこの設置に協力するとともに、滞在型避難施設の利用等の宿泊場所の提供に配慮する。（一定の宿泊枠の確保など）

（2）利用再開準備

- 各戸・事業所における通電・給水・ガス開栓・ボイラー利用等については、日帰り帰宅・滞在型帰宅の際に所有者（利用者）の要請に応じて、その「立ち会いのもとで実施」する。
- 配管・配線の調査・修理も所有者（利用者）の要請及び敷地・家屋等への立ち入り許可があれば実施可能とする。
- 家屋内の設備（電気・ガス・水道・ボイラー・浄化槽）の確認については、各担当事業者が立会うこととする。

（3）利用再開

- 一般世帯については、全員帰島後、立会いもとの利用再開を原則とする。
- 3.8節に示す「生活必需品の供給準備」を行う施設・事業所については、受入準備期間以降であれば、立会いもとの利用再開を可能とするよう調整を図る。

■検討項目

- 利用再開以降の事故（漏電火災、水損 etc.）に関する留意事項の周知（パンフレット作成等）
- 利用再開に関する利用者負担軽減措置の検討（作業費、基本使用料 等）
- 島での水需要軽減等に重要な役割を果たしていた「天水槽」の清掃等に関する措置の検討

3.8 生活必需品の供給準備

○安全点検の実施、食料品の供給を始めとする生活関連諸機能を確保するために必要な者を、ライフライン事業者等と同様に「防災関係者」と位置づけ、受入準備期に帰島させ、帰島後の島民の生活に支障をきたさないよう準備する。

(1) 対象事業者に関する協議・決定

- 対象事業者は、商店、飲食店、プロパンガス、ガソリンスタンド、薬局、金融機関（郵便局、七島信用組合、漁協、農協含む）、東京電力指定電気工事店、三宅村指定工事店、運送業、自動車修理業、建設業、民宿、旅館、ホテル経営者を想定する。
- 村は、対象者・業種等について関係者・関係団体と協議し、決定する。

表 生活必需品供給関連事業者 ○○地区一覧

区分	事業者名
商店	
飲食店	
燃料	
金融	
運送	
自動車修理	
民宿	
ホテル	
電気	
建設	

(2) 生活必需品の供給準備

- 受入準備期に帰島する場合の宿泊場所は、滞在型避難施設とする。
- 村は、関係団体等に、マニュアルづくりや滞在日程調整を要請する。
- 村は上記に必要な情報提供、調整に協力するとともに、滞在型避難施設の利用等の宿泊場所の提供に配慮する（一定の宿泊枠の確保など）。

☞供給準備に伴う電気・ガス・水道等の利用再開及びごみ、廃棄物収集に関する調整については、
については、「3.7 電気・ガス・水道等の利用再開」「3.11 廃棄物等処理・環境対策」参照

■検討項目

- 大型設備の廃棄及び搬入に関する重機等の措置
- 各地区等で必要な機能が確保できない場合の措置方策（仮設店舗・事務所等の検討）
- 中古設備等の確保など、事業者の再開を支援する取組みの検討

3.9 交通・輸送機能確保

(1) 島への出入り交通・輸送対策

- 定期航路（海・空）の再開に向けて、関係機関と協議する。なお、島への渡航便については、平成15年1月以降の定期化が決定している。

■検討項目

- 帰島の準備に伴って、大量の廃棄物が発生するため、島外搬出のための船舶確保を検討する。
- 受入準備帰島期及び本格帰島期に集中することが予想されるため、定期船以外の臨時輸送用船舶確保について、関係機関と協議する。
- 受入準備帰島期及び本格帰島期に集中する貨物等について、一時保管場所を確保するなど保管方法を検討する。

(2) 島内の交通・輸送対策

- 島内での車検（自動車検査）に関する実施体制を整える。
- 自家用車の大半が使用不能となっていることが予想されるため、島内の交通・輸送確保対策を実施する。
- 受入準備帰島期に向けて、バスの購入等により運行体制を強化する。
- 各地区毎に夜間にバスを配置する。

■検討項目

- バス等避難使用車両に関する位置把握システムやガス除去装置の設置
- 島内交通規制の検討・準備（廃棄物処理等で渋滞等が発生した場合、引越し等で相当な輸送が発生しそうな場合などに交通規制・車両規制・時間規制・通行許可証の発行を行う など。）
- 島外からの作業用車両等に関する駐車場所の確保
- 帰島準備で使用する作業車両等の確保方策の検討（レンタル等）
- 宅配機能強化の要請（郵便局や宅配事業者への体制強化の要請）

3.10 宿泊機能の確保

(1) 宿泊場所の確保

○本格帰島期及びその後しばらくの間の家屋補修等に伴う短期的な宿泊場所の確保を行う。

■検討項目

○民宿、ホテル等民間施設の利用に関する支援措置等の検討

(2) 宿泊場所情報の収集・提供

○利用可能な宿泊場所に関する情報の収集・提供を、商工・観光団体等の協力を得ながら、実施する。

■検討項目

○ホームページの活用 等

3.11 廃棄物等処理・環境対策

(1) 廃棄物等処理

○噴火災害及び全島民島外避難により使用できなくなった家電製品、自動車を島外搬出し、廃棄処分する。

○村は、必要な廃棄物処理量の見積もりを行い、その処理計画を作成する。

○村は、帰宅事業に併せて災害廃棄物の回収・処分を実施することとし、回収やその受付方法などを計画・周知する。

○村は、可燃ごみの収集に向けて、クリーンセンターを再開する。

①廃家電製品

○村は、各地区に仮置場を確保する。帰島者が排出した廃家電製品については、回収業者（島内・島外業者）が回収し、仮置場に搬入する。

○仮置場では、廃家電リサイクル法4品目とその他を分別する。

○リサイクル法4品目は、島外搬出し、指定業者がリサイクル処理を行う。

○リサイクル法4品目以外は、島外搬出し、専門業者が最終廃棄処分を行う。

《参考》予想台数

廃家電リサイクル品 2,000世帯×4品=8,000台

その他廃家電品 2,000世帯×3品=6,000台

②ふとん・畳等

○回収業者が回収し、クリーンセンターに搬入する。

③建設廃材

○建設廃材のリサイクル法に則った処理を効率的に実施する。

④医療廃棄物

○医療廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則った安全な処理を実施する。

■検討項目

○交通の障害とならないような集積・回収・処分方策の検討、仮置場、最終処分場の設置

○高齢者世帯等における家屋外への搬出支援方策の検討

○廃棄物の回収・処分の実施については、島内事業者によるほか、必要に応じて島外専門業者にも協力を要請するなど実施体制を検討

(2) 環境対策・不法投棄等防止

○環境への負荷を最小限にし、島の財産である環境を保護するため、環境対策・不法投棄等防止対策を徹底する。

○ごみの分別収集のあり方及び実施方法について、これまでの取り組みを再検討し、周知・徹底する。

■検討項目

- エアコン（家電・自動車）や冷蔵庫のフロンガス回収徹底方策を検討
- 不法投棄等防止対策（最終処分先における確認）を検討
- 併せて既存の不法投棄物等の除去を推進するよう検討
- 関連する条例の制定について検討

（3）倒木等の回収・処理

- 倒木等による2次被害の発生防止のため、効率的な回収利用あるいは島内消費（ex.砂防設備の修景への利用、土砂流出防止対策への有効利用 等）の方策を計画する。

（4）被災自動車対応

- 村は、関連団体等に協力を要請して、被災自動車の実態を把握するとともに、修理可能自動車等の再利用を促進する。
- 相当な台数の廃自動車発生が見込まれるため、島内の解体業者による処理は困難であり、以下の処理を行う。
 - 1) 村は、島内解体業者に、車両の収集・運搬及び解体処理できない部品等の取外しを委託する。
 - 2) 廃自動車は、島外搬出し、都内専門業者による解体処理を行う。
 - 3) 解体処理できない部品等については、一定量貯った時点で島外搬出し、都内専門業者による処理を行う。

《参考》予想台数等

廃自動車	約 3,412 台
廃オイル	約 21,117 ㍓
廃ガソリン・軽油	約 165,330 ㍓
廃バッテリー	約 3,412 台

■検討項目

- 廃自動車の発生を極力減らすため、修理可能自動車等の再利用を促進する方策を検討する。
- 廃自動車等への措置
 - ・ 廃車処理に関する負担軽減への措置に関する検討
 - ・ 廃車への措置に関する検討（廃車事務処理、回収、仮置き場、解体・燃料抜き・オイル抜き、リサイクル処分）
 - ・ レッカー車、作業員の確保及びレッカー移動に関する交通対策との連携

3.12 公的サービスの提供・人員配置

(1) 行政窓口業務

- 全員帰島開始と同時に島における窓口業務を再開するよう準備する。
- 全員帰島には一定の期間が必要なことから、三宅村は、都内に出張所を1年置き、対応する。

(2) 学校教育

- 小中学校の再開方法については、帰島時期によって適宜、対応方を調整する。
 - ☞年度途中での帰島では、教職員の加配がないため、小中学校各1校体制で再開する。
 - ☞年度当初の帰島となり、その決定が前年9月までに行われた場合は、小中学校各3校体制で再開することとする。ただし、施設の復旧が間に合わないと想定される場合は、小中学校各1校体制で再開する。
- 帰島が遅れる秋川在校生がいる場合には、就学の機会を確保する観点から、本格帰島期及びその後一定期間について、島内及び秋川での2校体制となることも想定する。なお、この場合、秋川での教員には、臨時講師を配置する。
- 転入に伴う教科書の提供については、意向を把握した上で東京都に協力を要請し、帰島時に提供できるよう準備する。

(3) 医療・救急

- 全員帰島までに、島における業務再開準備を行う。
- 緊急の患者へり搬送についてマニュアルを準備・周知し、訓練を行う。

■検討項目

- 島における火山ガス被災者発生時の対応方策及び必要な救命器具等の備蓄等の検討

(4) 保健・福祉

①意向調査等

- 要援護者について、現在受けている福祉サービスが帰島後も継続して受けられるように、サービス内容・福祉・介護用具、医療情報、移送手段（ADL）等を調査する。
- 調査結果をもとに、医療関係者、福祉専門員等によりサービス受給内容やADL等を勘案して、帰島の可否を判定する。また、新たな福祉サービスを提案する。

②帰島準備

- 火山ガスの影響を受けやすい住民に対する健康診断を、帰島前及び帰島後継続的に実施する。
- 帰島後1ヶ月で、老人保健健康診査、母子保険事業、精神保健福祉事業を実施できるように施設・設備及び人員確保を準備する。

- 介護保険事業について、あじさいの里、社会福祉協議会と連携して介護サービスを提供できるよう、準備する。また、福祉・介護用品、食料品の確保について関係機関に要請する。
- 帰宅事業の実施に伴い、要介護者等がいる世帯が渡航しやすいように、要介護者等に対して、家事支援サービスや一時預りのサービスを実施する。
- 防災体制を確立し、特に弱者の連絡体制、移送手段、避難所マニュアル等を整備する。
- 全員帰島前後には、島での対応及び、避難先施設での対応が必要となるため、適切な人員配置が可能となるよう調整する。

■検討項目

- 温泉施設の早期利用再開（家屋復旧が遅れている世帯への入浴機会の提供及び温泉リハビリにおける利用）

(5) 保育

- 各保育園施設は、全員帰島開始前に復旧する。

■検討項目

- 施設の運営再開については、園児の帰島についての意向を把握し、当面の帰島が少人数の場合には1園での再開を検討
- 非即時帰島世帯の園児等に対して訪問等の事業が必要となるため、職員の配置を検討
- 帰島後の送迎車両の整備について検討
- 家屋の復旧や就業の関係で多様な保育ニーズが発生することが予想されるため、トワイライト、ショートステイ、一時保育等の実施について検討

3.13 農林漁業等の再開準備

- 農林漁業の再開については、帰島意向の調査を踏まえ、復旧・復興事業について農協・漁協・森林組合と連携を図りながら実施する。なお、村は、農協・漁協・森林組合の再建への取り組みに対して協力する。

(1) 農林業

- 帰島後の営農に関する意向を継続的に把握する。
- 全員帰島開始までに、農地等回復、パイプハウス撤去・整備、農業用水復旧などに関する被害状況把握、災害査定準備、設計等を行い、帰島後、営農者との契約を進め、事業を実施する。
- 営農再開には、相当の期間（1～数年）が必要となり、その間、復旧事業等に関連して発生する雇用によって生計の維持に充てるよう考慮する。
- げんき農場やゆめ農園で実施している種子種苗確保等に関連する事業については、高齢者農場として全員帰島開始に併せて島内で継続する。
- 全員帰島開始に向けて、認定農業者育成に向けた取り組みを進め、帰島後、認定を開始する。
- 全員帰島開始に向けて共選共販を促進するための組織立上げを支援し、帰島後、技術研修等を行う。

(2) 漁業

- これまで実施してきたトコブシ放流、氷補助を引き続き数年間継続する。
- 阿古施設再編について、意向調査を実施する。
- 阿古港への漁船集約に関する準備を進める。帰島までは他港を基地操業し、帰島後事業が実施されるまでの間は、三宅島を基地にしつつ他島漁協のサービス提供を受ける。
- 認定漁業者育成に向けた取り組みを進め、全員帰島開始までには認定を開始する。認定漁業者については、島内残存漁船については、漁船保険との整備差額を補助することで、早期再開と他の漁船保持者との差別化を図る。
- 平成15年度には将来の漁業生産性を大きく左右する「漁業権行使の見直し」が行われることから、漁協が行う対話集会や戸別調査等に対して補助し、漁場の生産性向上を図る。

(3) 建材事業

- 災害復旧事業に伴う残土処分・受入を継続する。
- 宅地や農地の降灰除去が始った場合、その受入を行う。
- 帰島後、既存事業を再開すると共に、自走式破碎機導入、玄武岩のコンクリート用骨材利用、処分場開発などの新規事業を推進する。

4. 帰島に向けた支援措置の準備

4.1 情報提供・相談対応

(1) 「帰島の手引き」の準備

- 帰島計画の決定後、速やかに各世帯に「帰島の手引き（概要）」を配付することとし、その準備を行う。
- 「帰島の手引き（概要）」には、以下の事項を記載する。
 - ・帰島時の注意事項
 - ・帰島時の避難先からの引越し方法
 - ・帰島後の安全対策
 - ・その他必要事項
- 印刷・配付等は、帰島決定後行う（5.2 節参照）。

(2) 相談・情報提供、問い合わせ対応

- 「帰島の見通し予告」に併せて、帰島に向けての各種相談窓口や総合受け付け窓口を設置する。
 - 関係各課・関係機関と連携しながら、フリーダイヤルを設置し、専門の職員を配置する。
- 検討項目
- ホームページ、郵送等での最新情報の提供

4.2 帰島後の雇用確保

(1) 雇用の創出

- 緊急雇用事業を活用した就労の確保について検討し、東京都に申請する。
- 島内での公共事業における島民の優先的雇用を事業者に要請する。

(2) 就労のあっ旋等

- 検討項目
- 就労ニーズと発生雇用のマッチング方法、あっ旋方法等について検討する。

4.3 引越しの支援

(1) 一般世帯への措置

○帰島時の引越し方法について、円滑にかつ避難者の負担を軽減するように配慮しつつ、計画する。

■検討項目

○引越しの具体的手順・方法の検討（事業者等への協力要請と協議）

- 1) 都内各地区から港までの輸送
- 2) 島への輸送（コンテナ及びコンテナ船の手配）
- 3) 島内の輸送
- 4) 積出港・受入港のコンテナ置場等

○避難先からの荷物搬出と島での配送までの間のタイムラグ等に対する宿泊場所の確保

- 1) 都内での宿泊
- 2) 島での宿泊

○円滑な受付及び情報連絡方法の検討（事業者等への協力要請と協議）

- 1) 船の手配等も含めた島民との連絡・調整
- 2) 引越し日時に関する村や電力・水道事業者等への連絡

○遠隔地居住世帯への対応方針

○「非即時帰島世帯」への対応方針（避難先住宅の使用期限延長など）

○「住民票異動世帯」への対応方針

○都営住宅退去に関する諸手続きマニュアルの準備

(2) 要援護者等への措置

○高齢者世帯、身体的事情等で準備が困難な世帯については、ボランティア等の支援を得て引越しの準備を行う。

○都内での移動については民間の移送サービスを利用し、調査をもとに帰島に際して特別な交通手段が必要な場合は、その調整を図り、看護婦を添乗させるなどの措置も実施する。島内での移動については関係機関の協力を得ると共に、移送用車両を配備する。

○高齢者世帯、身体的事情等で家屋整備等が困難な世帯に対して、ボランティア等の支援を仰ぎ、家屋等の復旧を行う。

○施設入居待機者や家庭内の理由等で自宅で生活できない人に対して、宿泊や家事支援を行う。民宿や民家などを改修して整備し、ヘルパー等の資格者が常駐する。（生活支援ハウス）

(3) 飼育動物への措置

- 帰島の目処が立った時点で、飼主に動物を連れて帰る意思の確認と頭数の確認を行う。
- 三宅島被災動物救援本部にケージ等の貸出しを要請する。
- 都内及び島への輸送を行い、飼主に引渡す。

■検討項目

- 輸送計画の作成
- ケージ等賃借及び輸送費用への措置（三宅島被災動物義援金に関する救援本部との協議 など）

4.4 その他の支援策

(1) 帰島手続き簡素化等

■検討項目

- 分かりやすい説明書、手引き書の準備 ④ 2.2 節 (2) 参照
- 各種申請手続きが一度で済むような方策
- 申請の手戻りや誤記を減らす工夫、あるいは手続きの簡素化、書類作成援助

(2) 税・公共料金等の措置

■検討項目

- 税の減免に関する措置
- 公共料金等の減免に関する措置

(3) 自動車購入への措置

■検討項目

- 多数の自動車が使用不能となっており、島における自動車利用ニーズの高さから、新規購入について費用負担等を軽減する措置を検討する。(ex.島への効率的搬送等による費用負担軽減 等)

(4) 生活・住宅・事業等再建に関する資金面の措置

■検討項目

- 生活・住宅・事業等再建に関連する各種融資、利子補給（継続含む）、助成・給付金の支給、その他の資金面の支援方策について検討する。

5. 全員帰島の実施

5.1 全員帰島の実施体制

(1) 帰島に当たっての組織体制

※国・東京都・関係機関と調整中

■検討項目

- 情報をリアルタイムで共有できるための措置を検討する。
- この間の窓口業務について、都内及び島内で実施する体制を検討する。

(2) 混乱防止・緊急対応・警戒体制

- 帰島に伴う不測の事態に対処するため、関係機関の協力のもとに、必要な体制を敷く。
- 帰島時のマスクミ取材等について、混乱を引き起さないよう協議し、必要な措置を実施する。

5.2 全員帰島の実施手順

(1) 避難指示解除日時の設定と関係機関調整

■検討項目

- 避難指示の解除方法や範囲の設定
- 立入り禁止措置や警戒区域の設定等
- 帰島本部体制の強化
- 関係機関等への連絡先等（最新版）一覧配付

(2) 帰島者への措置

■検討項目

- 帰島手引き、防災手引き等の印刷・配付
- 相談及び各種受け付け対応の開始
- 引っ越しの開始
- 自治会等における対応の要請（特に、帰島後当面の混乱防止、円滑な生活再開、防災対策への協力等）

5.3 一般渡航者等への対応等

(1) ボランティアへの対応

- 避難指示解除後のボランティア受入れについては、村からの要請によるボランティアを中心に受け入れることとし、その他のボランティアについては、窓口を設け、受入及び活動の調整を行う。

(2) 視察・調査研究等への対応

- 村は、視察・調査研究等の申出があった場合に、対応及び受入れの調整を行う。
- 村は、関係各課等の協力を得て、視察者等に提供する資料等を準備する。

(3) 一般渡航者・観光客への対応

- 村は、宿泊施設等の復旧・整備状況等を勘案しながら、渡航者・観光客等の本格的な受入時期を検討する。
- 一般渡航者・観光客の渡航については、基本的には、宿泊先が確保できる者に限ることとする。

(4) 支援者への感謝イベント等

- 村は、帰島後の生活平常化を待って、支援者への感謝イベント等を計画・実施する。

資料：帰島関連スケジュール（想定）の概要

時期区分	インフラ整備期	受入準備期	本格帰島期	生活復旧期	生活平常化期	再建・復興期
	< 公的施設の準備を優先 >	(概ね3ヶ月間) < 生活必需品供給及び住宅再使用の準備を優先 >	(概ね1ヶ月間)	(概ね3ヶ月間) < 生活環境整備 >	(概ね半年間) < 生活再建本格化支援 >	
■主な対策	▼帰島予告 (想定する帰島時期・ガスの目安の発表)	▼帰島宣言 (帰島開始日の発表)	▼全員帰島開始 (避難指示解除)			
	(2) ▼帰島計画(案)	▼帰島計画公表	▼(山頂部入域規制等強化) ▼(避難指示の見直し等)			
	(3.1) ▼意向調査実施	▼直前意向調査実施				
	(3.2) ▼滞在型避難施設完成(302人収容) ▼(定期航路再開)	▼主要基盤施設復旧終了	▼主要施設復旧終了 ▼各種サービス準備 ▼行政関係者段階的帰島	▼その他の公共施設復旧開始		
■村の体制例 (5.1)	▼帰島準備体制	▼帰島本部設置 (島内・都内) ▼総合受付相談窓口設置	▼島内窓口業務再開 ▼都内出張所開設			▼通常体制に移行
	■帰島者等 (帰島者) (島民等の動き)	▼滞在型帰宅開始	▼生活必需品供給準備本格化 ▼引越し準備	▼引越し ▼就労本格化 ▼店舗等再開	<----- 要援護者等 ----->	<----- 一般世帯 -----> <----- 一般渡航者受入 ----->

時期区分	インフラ整備期	受入準備期	本格帰島期	生活復旧期	生活平常化期	再建・復興期
	< 公的施設の準備を優先 >	(概ね3ヶ月間) < 生活必需品供給及び住宅再使用の準備を優先 >	(概ね1ヶ月間)	(概ね3ヶ月間) < 生活環境整備 >	(概ね半年間) < 生活再建本格化支援 >	
3.2 基盤施設整備						
(道路)	▼集積土砂排除完了	▼主要道路復旧	▼その他村道復旧	▼査定外道路復旧開始		
(砂防)						
(水道)	▼水道応急復旧完了 ▼河川・道路等他工事関連事業の実施		▼水質改善対策完了		▼安定給水対策完了	
(電気・通信・その他)		▼電気、通信完全再開				
3.4 防災対策強化						
(警戒・避難)	▼地域防災計画改定終了 ▼防災マップ・しおり作成	▼避難・警戒基準の検討	▼配付			
	▼情報伝達システム保守・強化 ▼災害対策車両整備	▼避難施設整備・維持管理				
	▼災害対策車両整備	▼災害対策車両(追加)整備 ▼ガス対策用品整備				
(消防施設等)	▼消防本部庁舎の改修・整備 ▼車両整備			▼車検		
(消防団)	▼防火水槽等の点検確認(水槽・周辺障害物・進入路・消火栓)		▼全世帯消火器配備 ▼住民誘導警戒出動 ▼夜間警戒出動	▼消防訓練出動		(7ヶ月)
(その他)	▼火山ガス講習 ▼消防施設等の現況調査 ▼宿泊施設の消防用設備査察・指導 ▼アセチレンガス等実態把握		▼団員による地区内巡回 ▼警戒区域に関する道路警戒			(7ヶ月)
			▼安全点検等指導 ▼防火対象物防災計画届出指導 ▼ボイラー燃料タンク点検の指導	▼転倒防止、ガス漏警報器設置		▼防災訓練実施
3.6 家屋保全・補修						
(一般家屋)	▼住宅保全・補修本格化 ▼白蟻駆除の完了	▼職員用等住居確保開始	▼職員用住居等確保完了			
(村営住宅補修)		▼住宅再使用準備 (補修、設備使用再開など)	▼住民の入居準備ほぼ完了 (ごみ排出、設備利用準備完了)			
(村営住宅新設)	▼家財搬出 ▼解体 ▼新築工事開始	▼家財搬出 ▼既設村営住宅補修開始	▼完成 ▼家財搬入			▼要援護者の帰島本格化
(宅地内土砂)	▼堆積土砂の排除完了	(入居者選定)	▼完成 ▼入居			

時期区分	インフラ整備期	受入準備期	本格帰島期	生活復旧期	生活平常化期	再建・復興期
	< 公的施設の準備を優先 >	(概ね3ヶ月間) < 生活必需品供給及び住宅再使用の準備を優先 >	(概ね1ヶ月間)	(概ね3ヶ月間) < 生活環境整備 >	(概ね半年間) < 生活再建本格化支援 >	
3.7 電気・ガス・水道等の利用再開						
(水道)	▼給水設備(バルブ・栓)補修・漏水調査・通知-----> ▼宅地内漏水箇所修繕(個人負担)----->	▼給水栓・流量計取替-----> ▼宅地内配管補修-----> ▼給水診断(宅内漏水調査等)----->				
(電気)	▼電気・電話検査・補修受付(家屋内)	▼補修実施----->				
(ガス・ボイラー)	▼ガス・ボイラー等検査・補修開始(家屋内)	▼補修実施----->				
(浄化槽)	▼浄化槽検査・補修受付	▼補修実施----->				
3.8 生活必需品の供給準備						
(建物・設備)	▼個人調査 ▼通電・通水	▼見積もり-----> ▼資金調達----->	▼契約・工事----->	▼再開		
(設備資機材)	▼リストアップ----->		▼調達搬入----->			
(自家用車)	▼リストアップ----->		▼購入----->	▼島内搬入----->		
(損保)	▼下見▼査定					
(廃棄物)	▼リストアップ-----> (建物・家電品・車両・浄化槽) ▼リストアップ(離島時在庫)->	▼専門家調査等-> ▼卸と協議	▼収集ストック-> ▼処分等-----> ▼適宜処分----->	▼島外搬出----->		
(商工会)	▼チェックリスト作成 ▼希望者把握 ▼割振り----->					
3.9 交通・輸送						
(船舶)	▼定期渡航船の就航			▼帰島用船舶運航		
(バス事業)		▼営業所復旧-> ▼既存車両解体配車 ▼駐車場整備->	▼車検整備-----> ▼バス購入----->		▼バス運行再開	
(空港事業)		▼バス停整備-----> ▼空港車両解体及び配車----->		▼空港再開協議----->		
3.11 廃棄物処理						
	▼仮置き場等の設置	▼廃棄物の収集本格化(受付・回収の実施)	▼廃自動車の受付・回収開始			

時期区分	インフラ整備期	受入準備期	本格帰島期	生活復旧期	生活平常化期	再建・復興期
	< 公的施設の準備を優先 >	(概ね3ヶ月間) < 生活必需品供給及び住宅再使用の準備を優先 >	(概ね1ヶ月間)	(概ね3ヶ月間) < 生活環境整備 >	(概ね半年間) < 生活再建本格化支援 >	
3.12 (2) 学校教育等						
(施設復旧)	▼耐震診断・被害調査査定準備・基本設計 ▼学校施設等避難所機能強化の検討-->	▼災害査定 ▼実施設計・施工 (小中学校・給食センター) -----> ▼災害査定 ▼実施設計・施工 (公民館・体育館) ----->		▼学校再開 ▼学校給食再開		
(島内物品) (秋川校)	▼島内状況把握不用品選別-> ▼秋川での学校運営-----> ▼秋川校舎関係物品確認・整理----->	▼不用品集積-----> ▼秋川借用物品返却----->	▼不用品の搬出・廃棄-----> ▼秋川支援・購入物品搬送----->		▼災害査定-----> ▼実施設計・施工-----> (湯船グラウンド・社会教育会館・図書館)	
3.12 (3) 医療						
	▼医療スタッフの確保準備 ▼看護師訪問活動の充実	▼看護師研修-----> ▼専門診療契約 ▼訪問看護人材確保-----> ▼耐震診断 ▼施設の点検	▼帰島船での添乗 ▼島での診療再開 ▼訪問看護ステーション準備 ▼訪問看護ステーション運営開始			
	(中央診療所) (歯科・阿古・坪田診療所)	▼設備点検改修-----> ▼医師住宅の確保-----> ▼医療機器補修-----> ▼医療事務機器整備----->				
3.12 (4) 保健・福祉						
(老人・母子・精神保健福祉)		▼健康データ管理システム導入	▼保健師雇用			
(ガス影響が懸念される住民健康診断) (介護保険事業)		▼検査マニュアル作成等 ▼要介護者意向調査 ▼施設入所者意向調査 ▼入所者数最終確認	▼検診の実施		▼検診の実施	
(あじさいの里) (人材確保)		▼改修工事設計・施工 ▼あじさいの会職員募集・採用 ▼社協事務所整備 ▼社協ヘルパー募集	▼研修----->	▼入所者判定結果通知	▼改修完了 ▼受入開始	
(保育) (その他)	(保育園) (老人福祉館)	▼施設改修開始 ▼施設改修開始	▼備品購入 ▼備品購入	▼研修・受付 ▼保育園再開	▼居宅サービス準備 ▼居宅サービス開始	

時期区分	インフラ整備期	受入準備期	本格帰島期	生活復旧期	生活平常化期	再建・復興期
	< 公的施設の準備を優先 >	(概ね3ヶ月間) < 生活必需品供給及び住宅再使用の準備を優先 >	(概ね1ヶ月間)	(概ね3ヶ月間) < 生活環境整備 >	(概ね半年間) < 生活再建本格化支援 >	
	(地域福祉センター) ▼施設改修開始 (二島コミュニティ会館・児童遊園) ▼施設改修開始	▼備品購入				
			(生活支援ハウス) (要介護者移送支援)	▼施設整備 ▼支援実施	▼事業開始	
	(要介護者等世帯支援) ▼支援実施					
3.13 (1)農業						
	▼宮農意向把握					
(農地荒廃除去、農地回復等)	▼説明(相談)会開催		▼災害査定			
(農道復旧等)	▼調査・設計等		▼個人契約			(完了まで1~2年)
(パイプハウス撤去)	▼調査・設計等		▼個人契約			(完了まで1~2年)
(パイプハウス等整備・ハウス団地整備)		▼事業導入準備	▼要望集約, 事業要望		▼事業実施(概ね3ヶ月)	▼事業実施
(農業用水関連)	▼農業用水管理組織立ち上げ準備		▼組織立ち上げ			
(農業用水施設復旧)	▼受益者確認・調査・設計等			▼個人契約		(完了まで1~2年)
(貯水施設整備)	▼調査・設計等			▼契約・事業実施(概ね10ヶ月)		
(制度資金融資)		▼融資制度普及活動		▼融資		
(認定農業者育成)	▼制度普及・認定要望受付			▼認定開始		
(げんき農場・ゆめ農園)	▼島内ほ場展開			▼都外搬出・閉場準備>高齢者農場へ		
(高齢者農場)	▼就労要望集約	▼適地選定・設計	▼農場整備(露地)	▼施設整備・雇用及び種苗移設		
(種子種苗確保) ▼八丈種苗確保	▼島内ほ場一部展開			▼都外搬出・閉場準備>高齢者農場へ		
(花卉花木貸付)				▼新規種苗等	▼要望取	▼貸付開始
(農協支援)	▼農協再開準備支援			要望受付	纏め発注	
(有畜農業)			▼畜舎整備	▼要望聴取	▼規模決	▼畜豚等導入
(農機具等)			(農協機械の有効利用・農機具中古販売)	▼要望	▼台費	▼機械導入
						聴取 確定
(共選共販の促進)		▼説明会開催	▼組織準備	▼立上げ	▼技術研修等	
(林道復旧等)	▼調査・設計等		▼災害査定	▼契約		
(造林復旧等)						▼災害査定設計等
(森林組合)				▼運営補助等		

時期区分	インフラ整備期	受入準備期	本格帰島期	生活復旧期	生活平常化期	再建・復興期
	< 公的施設の準備を優先 >	(概ね3ヶ月間) < 生活必需品供給及び住宅再使用の準備を優先 >	(概ね1ヶ月間)	(概ね3ヶ月間) < 生活環境整備 >	(概ね半年間) < 生活再建本格化支援 >	
3.13 (2) 漁業						
(阿古施設再編) (残存漁船整備) (阿古港への漁船集約・改善等) (トコブシ放流・氷補助) ※H15～H19年度継続 (認定漁業者制度) (漁業権行使の見直し)	▼正組員意向調査 ▼順組員意向調査 ▼船主意向調査 ▼事業導入準備・設計 ▼漁業への取組み補助	▼規模決定 ▼復旧漁船決定 (他島を基地に操業) ▼要綱等整備・制度普及	▼整備補助 ▼三宅を基地に他島でのサービス提供 ▼漁業者認定			
3.13 (3) 建材事業関係						
(既存事業) (復旧事業) (新規事業)	▼ストックヤード整備(残土) ▼復旧関連残土処分 ▼崩壊施設撤去			▼火山礫採取・搬出, 玄武岩海洋投石 ▼宅地・農地降灰受入施設 ▼自走式破砕機導入 ▼玄武岩骨材利用 ▼処分場開発		
4.2 雇用対策						
	▼緊急雇用補助金申請(申請内容の検討) ▼島内公共事業に関する島民優先雇用の要請			▼シルバー人材センター再開		
4.3 引越し						
(一般世帯) (要援護) (飼育動物)	▼広報	▼引越し方法の周知 ▼公営住宅使用期限の延長要請 ▼ケージ借上げ	▼引越しの申し込み開始 ▼輸送方法手配	▼輸送・引き渡し	▼要援護者帰島開始	